

# 第 1 回座間味村議会臨時会

第 1 日 目

2 月 18 日

平成20年第1回座間味村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平 成 2 0 年 2 月 1 8 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成20年2月18日 午後2時00分 議長宣言		
	閉 会	平成20年2月18日 午後3時05分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 里 順 之	6 番	宮 里 祐 司
	2 番	中 村 秀 克	7 番	宮 里 清之助
	3 番	金 城 善 昇	8 番	金 城 勝 英
	5 番	金 城 英 雄	9 番	宮 平 秀 保
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	3 番	金 城 善 昇	5 番	金 城 英 雄
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 平 優	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	仲 村 三 雄		
	総務企画課長	垣 花 健		
	環境衛生課長	金 城 英 隆		
	教 育 課 長	宮 城 武		
	政 策 調 整 監	幸 地 東		

平成20年第1回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（平成20年2月18日午後2時00分開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名について
2		会期の決定について
3	議 案 第 1 号	座間味村座間味地区簡易水道事業計画変更について
4	発 議 第 1 号	座間味村仲村三雄村長不信任決議について

○ 議長（宮平秀保）

ただいまから平成20年度第1回座間味村臨時議会を開会します。

開 会（午後2時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 金城善昇議員及び5番 金城英雄議員を指名します。

日程第2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3．議案第1号 座間味村座間味地区簡易水道事業計画変更についてを議題といたします。

本案について、議案の説明を求めます。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第1号

座間味村座間味地区簡易水道事業計画の変更について

座間味村座間味地区簡易水道事業計画の変更について、水道法第10条の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 事業名	座間味村座間味地区簡易水道事業
2. 給水区域	座間味村字座間味、字阿真、字阿佐
3. 水源の種別	
変更前	座間味ダム、座間味第1浅井戸、座間味第2浅井戸、阿真浅井戸、原水貯留槽
変更後	座間味ダム、座間味第1浅井戸、座間味第2浅井戸、阿真浅井戸、原水貯留槽、阿真大川良堰

平成20年2月18日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

（提案理由）

座間味村座間味地区簡易水道事業変更認可のため、議会の議決が必要である。

詳細につきましては、担当から説明いたします。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの水道事業計画の変更について、主管課から説明をいたします。今回の計画の変更の内容なんですけれども、阿真にありますウフガーラ堰が完成をいたしまして、そこから取水をするために水源の種別の変更ということで提案をしております。このことにつきましては資料1の水道法の定めがあります。あと資料2と3につきましては、そこから取水するに当たって今後の事業計画の内容について資料としてお上げしております。事業費につきましては、今後の3月定例会等で予算の上程を予定しております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

これから質疑に入ります。1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

これは変更後の、いわゆる前のものと比較した場合にはこのウフガーラ堰、新たに加わるわけですよね。これはいわゆる何立方ですか。予想されるのかお伺いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

堰の貯水容量としましては5,700トン。日当たりの取水量、これは降雨量によって左右されますけれども、降雨時が少ない場合でも100トン程度、降雨時の場合には200トン程度の取水を見込んでおります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

それではお聞きしますけれども、5,700トンという立派な堰ができますけれども、今後この給水に関してはどのような見通しがありますか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

過去5年間、いろいろと制限給水が続いておりましたけれども、降雨量にかなり左右されます。ちなみに前年度、2,400ミリ降りましたけれども、12月には貯水率が60%まで低下しておまして、降雨の状況によっても左右されますけれども、ウフガーラの堰が完成することによってかなり安定した取水が可能になりますので、大きな制限給水の緩和に役立つと予想されます。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

あと1点だけ聞きます。海淡の計画がありましたよね。これは今後は、それとの絡み今後出てくるんですか、海淡は。どうですか、はっきりしてください。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

海淡についてなんですけれども、本日の議案の中には変更後の中に阿真のウフガーラ堰のみの変更で提案しております。海淡がもし入る場合でしたらこちらに記載されますけれども、それは今回入れてありません。

前認可が平成13年度、今回、改めて変更認可ということになります。淡水化につきましては、ウフガーラの堰からの取水状況を数年間見まして、それでも原水が不足するようでしたら次の段階で計画として取り入れるかどうかですね、住民の意見も聞きながら今後、検討することが予想されます。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

これで質疑を終わります。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

これにつきましては大変すばらしいことだと思うんですけども、そこにおきましては工事費が1億3,600万円と非常に大きな工事費でございますけれども、これにつきまして国の補助は何分の何かですね。そしてまた残りは多分起債で来ると思うんですが、この起債は過疎債なのか、辺地債なのかちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

今回の変更に伴う事業費なんですけれども総額で1億3,641万9,000円。そのうち国庫補助金3分の2の補助率で9,094万6,000円の国庫補助額になります。残りの4,547万3,000円、これにつきましては地方債の発行ということになりますけれども、過疎、辺地どちらの充当でもできるように、また過疎、辺地の計画の変更、3月議会のほうで提案したいというふうに考えております。ちなみに4,500万円の2分の1は過疎、辺地のほうの充当になります。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

過疎、辺地債というのはやはり70%は交付税で加味されて来ると思うんですが、大変よろしいものでございますが、とにかく一般持ち出しがちょっとまた大きく来るものですから、なるべくは多く過疎債ができるように努力していただきたいとこのように思っています。以上で終わります。

○ 議長（宮平秀保）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 座間味村座間味地区簡易水道事業計画変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第1号 座間味村座間味地区簡易水道事業計画変更については、原

案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

日程第4．発議第1号 座間味村仲村三雄村長不信任決議案についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

発議第1号

平成20年2月18日

座間味村議会議長 宮平秀保 殿

提出者 座間味村議会議員

宮 里 清之助

賛成者 座間味村議会議員

宮 里 順 之

賛成者 座間味村議会議員

金 城 英 雄

賛成者 座間味村議会議員

宮 里 祐 司

座間味村長の不信任決議案

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

座間味村長の不信任決議

本議会は、座間味村長 仲村三雄君を信任しない。

以上、決議する。

平成20年2月18日

座間味村議会

理由

平成19年12月26日の行われた議会全員協議会において、(株)サンワ小嶺宏氏よりヨークス500トン3,250万円の取引が報告されたが、この取引は予算の裏づけ及び議会承認を得ない契約であり、地方自治法第232条の3項に違反する行為です。

その後の調査および座間味村情報公開条例により開示された関係書類等からも、事実関係が確認された。

にもかかわらず、イタズラに事実を歪曲し否認し続ける仲村村長の行為は、違法な債務を既成事実化し村に負担させ、当然予想される代金請求に対しての事実を隠す行為であり、村に損害を与える行為です。

財政健全化法の再生団体に我が村は確実だといわれる中、巨費を投じて導入したゴミ処理のガス化高炉式溶融炉が安定操業に至らず、ここ数年来、確実なゴミ処理もされてない現状で、予算だけが浪費され、村財政への負担ばかりが増しています。

厳しい村の財政状況は行政サービスの低下を招き住民生活へ影響を避けられない。そのような中、住民の理解と協力を得るためには正しい情報、ゴミ溶融炉の実態を明らかにする努力をして初めて成り立つものです。仲村村長にその姿勢が見られない。

ゴミ溶融炉にかかる訴訟や度重なる村の不祥事や相次ぐトラブルに対し議会および住民に十分な説明および納得いく解決も方策も示してなく、議会や地域住民の意思を踏みにじるような独断的な行政運営の象徴とも言える今回のコークス取引は地域への裏切り行為です。

ここに至って、議会は仲村村長が地域住民利益に立った行政を行っているとは思えません。

よって、仲村村長を信任する事はできない。

## ○ 議長（宮平秀保）

提案者の説明をこれをもって終結します。

次に、座間味村仲村三雄村長の不信任決議案について、座間味村仲村三雄君からの弁明の申し出がありますので許可いたします。仲村三雄村長。

## ○ 村長（仲村三雄）

今私の考え方を申し述べさせていただきます。本日、私の不信任が審議されるに当たり、一言私の考えを申し上げさせていただきます。私は平成9年6月に、住民の皆様への付託を受けて村長に就任して以来、公約を実現し、村民の福祉の向上を図るため、日夜誠心誠意努力をまいりました。このたび私の行政運営に関し、諸議員諸兄の御理解を賜ることができず、本日の事態となりましたことは私の不徳のいたすところであり、まことに遺憾であると感じております。この間、私の行政運営に関して多くの御意見、御批判をちょうだいいただきましたがその中で最も直近、至近なものとしましては昨年2月のごみ溶融炉燃料コークスの購入に関するものであります。先ほど提案理由の中にもありましたように、この本件に対する御批判は予算の裏づけがなく、コークスを発注したことは地方自治法第210条に定める予算総計主義の原則及び第232条の3の支出負担行為の規定に反するものではないかというものであると理解しております。また、予算の議決という地方自治法第96条第1項第2号に定める議会の重要な権限を犯し、第211条に定める義務を果たしていないものであるとの批判であることも承知しております。私といたしましては、当時の行為が契約に相当するものであるとの認識はございませんでしたし、最近の原油高騰に端を発した各燃料代金の異常な上昇を見ますと、早期にごみ処理の燃料を手配することにより、村に対して経済的な損失は与えないものと考えております。しかし、法律の厳密な解釈においてはこれらの御批判は当を得たものであり、行政執行の任を負うものとして法理解が十分でなかったものと深く反省をするとともに、衷心より皆様におわびを申し上げる次第であります。

その他の私への御批判といたしましては、ごみ処理にあたって還元溶融炉を導入したこと。またそのごみ処理場の設置とごみ処理を委託した業者から提起された訴訟について、第1回公判に欠席するなど不適切な対応となっているなどのごみ処理に関するものがございます。さらに株式会社21・ざまみの設置運営やウハマの体験滞在型のいわゆる農業体験施設などについての御批判もございます。いただいております御批判の中には虚心に耳を傾けるべきものもございますが、私としましては肝清さ、技清さ、島ぬ美らさ、いわゆ

る村民一人一人が心一つにして、持てる技を十二分に出し合って明るい村づくりをするという未来を実現するため、その時々で議会の御理解を得て予算をちょうだいして実施してきたものであり、必ずや将来の座間味を築く財産となるものと考えて実施した施策であるというふうに位置づけております。

現在、座間味村は小泉内閣の三位一体改革を提起とした地方交付税の見直しなどにより、大変深刻な財政状況に陥っております。今やこの難局を乗り切るため、議会、執行部、村民が手を携えて将来に向けたより一層真剣な議論をすることが求められている時期であると考えます。その意味ではこのような重要な時期に、議会の皆様から私に対する御批判を受け、不信任を審議されるという事態となり、村政に混乱を招いておりますことについて、私の責任は大変大きなものがあると思っております。しかしながら私といたしましては、残された1年余の任期を通じて改めて議会と村民の皆様の声に真摯に耳を傾け、村の発展のためにいわゆる身命、身を粉にして私の使命を果たしていくことが大事ではないかと考えているところであります。どうか議員諸兄におかれましても、村を取り巻く現下の喫緊の状況を御賢察いただき、引き続き私とともに座間味の将来に向けて取り組んでいく御判断をされますよう、心からお願いを申し上げます。

このように私の考えを申し述べる機会を与えてくださいましたことに、心から感謝を申し上げます。よろしく願いいたします。

#### ○ 議長（宮平秀保）

ここで仲村三雄村長の弁明を終わります。

村長の退席を求めます。

（退 席）

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番 金城善昇議員。

#### ○ 3番（金城善昇議員）

ちょっと体調が万全でないので途中聞き取りにくいところが出てくるかもしれませんが、御勘弁いただいて承知いただきたいと思っております。本日、4名の議員の例証をもって不信任の議案が出ておりますが、私の不信任を出すということに関しては別に不満はありません。ただ、私が1月中に不在だったんですが、3月の定例会でその後の臨時議会等を通じて村長のこれまで行ってきた行為を、ちゃんとしているかどうかということをチェックするという事で同意していたはずなんです。確かに12月末のほうに、先ほど村長の口からもありました。提案者のほうからもありましたように、コークスの件が発覚した。あのときにここには全員協議会と書いてあるんですが、その当時は全員協議会をやる予定であったけど、一応やらないということで中村議員是那覇に用事で行かれております。ですからここに書いてある全員協議会ではないんですけども、残りの7名で村長に辞任勧告をしたことは確かであります。しかしながら今、私たちが年度末においてこの不信任を決議してやっていいものかどうか。私たちは溶融炉の件で裁判提訴をされております。なぜそれに至ったかはまだ真実を明らかにしていないはずなんです。この3月にもやると、真実を追求するという事で言っております。私たちは控訴に対して同意しました。全員一致で同意しました。その裁判の結果もまだ出ていない。住民監査請求も出ております。それに対しての答えはまだ出ていない。確かに私どもは昨年の3月の定例会におきまして、3名は新人議員で議員になって5カ月目でしたけれども、予算の裏に隠されているものがまだわからない状態でありました。これは確かに私どもも認めます。しかしその中で予算審議の中において、これまでつくってきた施設、箱物の利用方法等に関してどうやればプラスになるかと、運営方法を改善しなさいということで予算をオーケーしたわけでありまして。その後において3カ月に1回その施設運営がどうなっているか。報告義務をつけて、毎回毎回それをもらっております。船舶の収入がなぜ

減ったのか。それについても3月に報告が入る予定であります。それも聞かないで村長を不信任して、村長がやめるにしろ、村長権限による議会解散にしろ、そういうものが全部真実の追求もできなくてどういうふうにして改善されてきたかも全くわからない状態になると思います。真実もどっちかがやめてしまうと、真実の追求はまずできないはずで。これは自分たちの議会の仕事でもあるし、義務でもあると思うんです。だから4名の方が出されたのは非常にいいことではあります。住民に対してのことも関心をもってくださいましたから。しかしこの時期にそれを決議するのはどうかと思われ。ですからここに4名の方が例証しておりますけども、きょう賛成でなくても私は御自分の判断をもう一度、本当にこれが住民のためになるのかどうか。自分の信念をどこに持って行っていいのか判断をしてもらいたい。ですから私はきょう不信任案が決議されることは反対します。裁判の結果が出てから、それからでも村長及び執行部に対する責任追求をして、真実を明らかにしなければならぬと思います。ですから勇気ある判断を皆さんにお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

今善昇議員が発言したときに事実誤認がありますので、傍聴の方もいらっしゃいますので勘違いをなさらないようにやりたいと思います。去年の3月段階で勉強不足は3名と言いましたが、一人称にかえていただきたいと思っております。私たちではありません、あなたです。それと全員協議会で同意ということがありましたけど、同意はしていません。このように勝手に同意したとか、三人称とか使わないでほしいということです。個人的じゃないです、これは事実関係です。全員協議会については緊急全員協議会ということでやっていますので、あくまでも誤解を招くような発言は素直に認めるわけにはいきませんので反対討論をいたします。

○ 議長（宮平秀保）

これで討論を終わります。

これより、座間味村仲村三雄村長の不信任決議案を採決いたします。

この採決は挙手により行います。

座間味村長の不信任の表決については、地方自治法第178条3項の規定により議員数の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の同意を必要といたします。現在、出席議員は8人であり、議員数の3分の2以上であります。また、その4分の3は6人であります。

ただいまより採決に入ります。本案のとおり決定することに賛成者の職員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ただいまの挙手者は4人で所定数の6人未満であります。よって座間味村仲村三雄村長の不信任案は否決されました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成20年第1回座間味村臨時議会を閉じます。

閉 会（午後3時05分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 秀 保

署名議員 金 城 善 昇

署名議員 金 城 英 雄